

## 各計画書制度説明会におけるQ & A

作成：令和4年（2022年）3月18日

### ■事業者行動計画書制度説明会

	御意見・御質問	回答
1	産業支援プラザの伴走支援の予定件数、費用の可否を教えてください。	最大で60件程度を想定。費用は無料です。
2	任意提出事業者の場合、事業者単位での提出も可能か。	その都度、県庁CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課または各環境事務所と相談してください。
3	受領印が必要な場合、返送用封筒は必要か。	受領印付きの文書をPDF化して返送することを想定しています。 原本そのものの返送が必要な場合は返送用封筒の送付をお願いします。
4	年度途中で電力会社に変更になる場合、対応可能な様式か。	別紙1の算定様式を加工（夜間売電など使用しない欄をそれにあてる、行の追加・削除を行う等）して入力してください。
5	エネルギー定期報告書と情報共有することにより事業者の作成の手間を削減できないか。	省エネ法は事業者単位である一方、県の制度は事業所単位であり、提出の単位が異なります。ご負担をおかけするが、ご協力をお願いしたい。公表方法の工夫等によりインセンティブを強化してまいります。
6	事業所の定義は。	社会通念上の事業所。例えば、工場、オフィス、店舗など。
7	照明設備にはどのようなものが該当するか。	蛍光灯、LED照明などです。
8	再エネの中長期目標は事業者全体の目標でも差し支えないか。	差し支えありません。特に事業所単位での取組があれば積極的にご記入ください。
9	省エネ法の報告書も県の報告書と同様に変更の予定か。	県と同様に今後再エネ目標設定を追加する予定と聞いている。
10	現計画期間が令和7年度までの場合、新様式での提出が必要か。	従前の様式が使用可能です。次回令和8年度からの計画の提出の際は、必ず新様式での提出をお願いします。
11	変更点のみをまとめた資料を希望。	後日準備して共有します。
12	令和4年度から全社対象の計画に変更したい場合どのように対応すればよいか。	義務提出者の場合、原則認めていません。個別に県庁CO <sub>2</sub> ネットゼロ推進課または各環境事務所と相談してください。
13	新様式で報告する場合、再エネの取組が空欄になると思うが差し支えないか。	現計画期間満了までの間は、従前の報告書様式での提出が可能です。 再エネ導入の取組等をPRしたい場合な

		どについては、新様式で提出してください。
14	Jクレジットの購入はクレジット購入欄に記載すればよいか。	その通りです。
15	新様式の報告書を提出する場合、現計画書に記載しているものと別に、記載事項について取組を新たに検討する必要があるか。	新様式で報告書を作成する場合、省エネの取組は新たに立案いただかなくても良い。従来の報告書様式にない再エネ導入については新たな取組を検討していただく必要があります。
16	県の省エネ再エネ設備導入補助金の対象者に制約はあるか。	対象は中小企業に限定しています。4月以降県ホームページで募集するので、そちらで詳細をご確認いただきたい。
17	クレジットを使用する場合、原単位は相殺分を考慮して計算するのか。	原単位は相殺前の数値で計算をお願いします。 クレジットの取組は（第5面）に記載してください。排出量と相殺量を併記するなど、各社の取組をわかりやすく公表するよう工夫します。
18	Jクレジットの購入は電力と熱を分けて記載する必要があるか。	<u>項目を「グリーン証書の購入」「クレジットの購入」としました。</u> <u>熱か電気かの区分、クレジットの種類を記載したい方は特記事項に記載してください。</u>
19	CO <sub>2</sub> フリーの電力の場合の記載方法は。	（第5面）の調整後排出係数として記入をお願いします。
20	表彰には補助等のメリットはあるか。	説明会では、今のところ補助金は予定していませんと回答しましたが、 <u>受賞者向けにPR費の補助制度を創設しています。</u>

#### ■自動車管理計画書制度説明会

	御意見・御質問	回答
1	BDFを使用の場合、どのように記載すればよいか。	BDFの使用に伴うCO <sub>2</sub> の排出はないとの考えから、BDF使用量を除いた軽油のみの数量を記載してください。
2	任意提出も可能か。	使用する自動車の合計台数が100台未満の事業者（任意事業者）も提出可能です。 (マニュアル p.10)

3	来年度実績報告の提出にあたり、現様式での提出は可能か。また、新様式で提出の場合は、基準年度は新たに設定が必要か。	新様式で提出をお願いします。 基準年度については、現計画の基準年度でも新たに設定した基準年度でも問題ありません。
4	(第2面)の目標設定について(マニュアル p.13)、トンキロ法や原単位での設定でも問題ないか。	問題ありません。
5	来年度当初に提出が必要な事業者あてに通知されるとのことだが、通知方法はメールか。また、再来年度以降も通知があるとの理解でよいか。	来年度は制度が変更となることから、4月中旬を目途に原則メールで提出依頼の通知を予定しています。なお、本計画書等の提出は条例で義務付けられていることから、提出が必要な事業者あて通知は、来年度のみとします。
6	次世代自動車等に PHV 以外も含まれるのか。	次世代自動車等とは、電気自動車(EV、PEV、PHEV等)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車が該当します。(マニュアル p.14)

■再生可能エネルギー電気供給拡大計画書制度説明会

	御意見・御質問	回答
1	(第2面)に FIT 電気に関する項目があるが、大手電気会社を想定したものか。	大手電力会社が該当するケースが多いと想定されるが、FIT 認定を受けている電気を供給する場合(自ら FIT 認定を受けた電力を発電して供給する場合、FIT 認定を受けた電力を調達して供給する場合)には、記入をお願いします。